

恵庭市防犯灯設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、夜間における歩行者の通行の安全を図るとともに犯罪被害を防止するため、防犯灯の設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間における歩行者の安全の確保及び犯罪の防止を図るため、恵庭市が設置する照明灯又は移管を受けた照明灯をいう。
- (2) 北電柱 北海道電力株式会社が所有する電柱をいう。
- (3) NTT 電柱 東日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。

(設置基準)

第3条 防犯灯の設置等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所は、多くの市民が通行する道路（歩道等）とする。ただし、私道については、市と町内会・自治会及び土地所有者が協議した上で決定する。
- (2) 灯具は、北電柱又はNTT電柱へ共架するものとする。ただし、やむを得ない場合は、鋼管ポールを設置の上、当該鋼管ポールに灯具を設置する。
- (3) 鋼管ポールの設置場所は、市と町内会・自治会及び土地所有者が協議した上で決定する。
- (4) 市街化区域における設置間隔は、道路照明灯等の光源からおおむね30メートルを基準とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 市街化調整区域における設置間隔は、小学校及び中学校周辺については、おおむね30メートルを基準とし、それ以外については、おおむね60メートルを基準とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (6) 設置高は、原則として地上から4.5メートルから5メートル程度とする。
- (7) 引込線は、原則として私有地の上空を横断しないこととし、私有地の上空を横断する場合は、土地所有者の合意を得なければならない。
- (8) 灯具はLED防犯灯とし、別途、恵庭市が定める仕様を満たすものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるほか防犯灯の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この基準は、平成26年11月1日から実施する。